

川崎市多摩区公告第32号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年6月20日

川崎市多摩区長 佐藤 直樹

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
令和7年度				計1件

※別紙は省略とする。